

障がい者福祉だより

後期高齢者医療制度の65歳以上からの適用

後期高齢者医療制度は、原則として75歳以上の方に適用されますが、一定の障がいがある方については、後期高齢者医療広域連合の認定を受けることにより65歳からの適用が可能となります。

一定の障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1～3級 ・身体障害者手帳4級（音声又は言語機能の障がい・下肢障がいの一部） ・療育手帳A1またはA2 ・精神障害者保健福祉手帳1級または2級
申請方法	健康福祉課または各支所健康福祉係で申請ができます。
申請に必要なもの	・各種障害者手帳 ・健康保険証 ・印鑑

NHK放送受信料免除について

対象者 (全額免除)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公的扶助受給者 2. 次のいずれかにあてはまる方がいる世帯で、世帯構成員全員が市町村民非課税の方 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳をお持ちの方 ・療育手帳をお持ちの方 ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 3. 社会福祉事業施設入所者
対象者 (半額免除)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 次のいずれかにあてはまる障がい者の方が、世帯主で受信契約者の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・視覚、聴覚障がいにより身体障害者手帳をお持ちの方 ・身体障害者手帳1級または2級の方 ・療育手帳をお持ちの方 ・精神障害者保健福祉手帳1級の方 2. 重度の戦傷病者の方が、世帯主で受信契約者の場合
申請方法	健康福祉課または各支所健康福祉係で申請ができます。
申請に必要なもの	契約者の印鑑



～ 問い合わせ先 ～

健康福祉課 72-1229
清和支所健康福祉係 82-2111
蘇陽支所健康福祉係 83-1111

納めた国民年金保険料は 全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成28年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族（お子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成28年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要になります。

このため、平成28年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付ください。（平成28年10月1日から12月31日までの間に、今年始めて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます。）

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう。



問い合わせ先

健康福祉課 (72-1229)
清和支所健康福祉係 (82-2111)
蘇陽支所健康福祉係 (83-1111)